

令和7年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|----------------------------|---------------|----------------------------|
| (1) 水再生センター | 11 か所 | | |
| | | 年間総処理量 | 581,030,000 m ³ |
| | | 1日平均処理量 | 1,592,000 m ³ |
| (2) ポンプ場 | 71 か所 | | |
| | | 年間総揚水量 | 256,750,000 m ³ |
| | | 1日平均揚水量 | 703,000 m ³ |
| (3) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 | 66,372,093 千円 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	128,836,518 千円
第1項	営業収益	94,674,418 千円
第2項	営業外収益	33,843,050 千円
第3項	特別利益	319,050 千円

支 出

第1款	下水道管理費	125,401,727 千円
第1項	営業費用	121,433,023 千円
第2項	営業外費用	3,673,242 千円

第3項	特	別	損	失	285,462 千円
第4項	予	備	費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 66,592,495 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 58,701,146 千円、建設改良積立金取崩額 5,891,349 千円、当年度未処分利益剰余金処分量 2,000,000 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入 85,832,357 千円

第1項	企	業	債	73,976,000 千円					
第2項	補	助	金	11,741,436 千円					
第3項	負	担	金	7,277 千円					
第4項	出	資	金	103,156 千円					
第5項	そ	の	他	資	本	的	収	入	4,488 千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出 152,424,852 千円

第1項	建	設	改	良	費	68,631,381 千円		
第2項	企	業	債	償	還	金	81,780,770 千円	
第3項	投				資	2,701 千円		
第4項	一	般	会	計	繰	出	金	2,000,000 千円
第5項	予	備	費			10,000 千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管きよ修繕工事 及び維持管理等委託	令和8年度	1,650,000 千円
ポンプ場修繕工事	令和8年度	900,000 千円
水再生センター 維持管理業務委託	令和8年度	30,000 千円
南部汚泥資源化センター 下水汚泥燃料化設備 の整備及び維持管理	令和8年度から 令和17年度まで	2,500,000 千円
金沢水再生センター 前処理施設包括的管理委託	令和8年度から 令和9年度まで	84,000 千円
水再生センター修繕工事	令和8年度	2,400,000 千円
下水道整備工事 及び設計・測量等委託	令和8年度から 令和13年度まで	75,800,000 千円
東高島ポンプ場築造工事	令和8年度から 令和14年度まで	40,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費に充てるため。
- (2) 限 度 額 45,492,000 千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和7事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年 7.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 8,237,198 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,357,435 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 建設改良積立金のうち 2,000,000 千円を当年度未処分利益剰余金に振り替え、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 一般会計繰出金 2,000,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000 千円と定める。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中 竹春